

答 申 第 9 5 号
平成26年1月9日
(諮問公第110号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第5条の規定に基づき、平成23年8月30日付けで、「平成22年度志布志保健所分の事業所ゴミ排出記録歳出予算執行記録にマニフェスト控・契約書写・事業者への引渡書類等、ゴミ処理の内容を確認できる書類を開示して下さい。支払時の支出命令と添付書類の一部開示で可です。」との公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成23年9月7日付け保福第403号で、公文書不開示決定を行った。

その後、上記処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成23年9月15日付けで異議申立てがなされたものである。

なお、実施機関は、平成23年10月6日付け保福第466号で、当初「平成22年度の志布志保健所の産業廃棄物処分に関する支出負担行為・支出命令票」とした対象公文書について、「平成22年度の志布志保健所のゴミ処分に関する支出負担行為・支出命令票」に変更した公文書不開示決定を行っている。

(2) 異議申立ての趣旨

この処分については不服があるので異議を申し立てるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 産業廃棄物以外のゴミ、いわゆる事業所系一般廃棄物についても対応するよう希望する。

イ 本件開示請求とは別に行った、これまでの公文書開示請求の回答結果から、志布志保健所の場合は、平成22年度に文書廃棄が行われているようである。

平成23年4月12日付け志保第31号一部開示決定通知書に「平成18年度文書不存在(保存年限経過で22年4月廃棄)」と記載されている。また、平成23年6月21日付け志保第36号不開示決定通知書に「当該公文書は保存年限を経過したため、すでに廃棄しま

した。」と記載されており、これも平成22年度の可能性がある。

ウ 志布志市の場合、事業所系ゴミは、各事業所での有償廃棄が一般的であり、資源ゴミとしてリサイクル可能な事業所ゴミが限られているため、役務費なり委託料で何らかの歳出が伴う場合が一般的である。

エ 今回の貴職回答のままでは、私が以前に貴職から提供いただいた平成23年度までのゴミ処理状況記録なり文書廃棄の通知が偽であった疑いが出てくる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 異議申立人からは、本件開示請求とは別に複数の開示請求が行われており、保健医療福祉課及び志布志保健所の職員が公文書の有無を確認して決定通知を行っている。

平成23年3月15日付け保福第1128号では「平成17年度～平成22年度の志布志保健所のゴミ処分に関する支出負担行為・支出命令票、医療廃棄物処理報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票」の一部開示決定通知を行い、平成22年度分については、「現時点で、ゴミ処分に関する支払いがないため、文書が存在しません。」と記している。

平成23年8月30日付けの本件開示請求は、先の一部開示決定通知において文書不存在であった平成22年度分について行われたものである。

(2) 保健所で公費により何らかのゴミ処分をした場合は、支出負担行為・支出命令票等の伝票（歳出書類）が存することとなる。

本件開示請求を受けて、これまでの開示請求と同じく、保健医療福祉課から志布志保健所に確認を依頼し、志布志保健所職員が伝票を一つずつ確認したところ、平成22年度にゴミ処分に関する支払は一切行っておらず、ゴミの処理内容を確認できる歳出書類は存在しなかった。

また、異議申立書の提出を受けて、志布志保健所職員が改めて確認したが、同様であった。

(3) なお、シュレッダーにかけた公文書等については、資源ゴミ回収業者が毎週木曜日に無償で回収しており、異議申立人が主張する平成22年4月の文書廃棄のゴミについても無償回収がなされたものであり、また、平成22年度廃棄の可能性があるとして主張する公文書については、平成17年度の公文書で3年保存のため、廃棄年度は平成21年度である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年10月11日	諮問を受けた。
11月10日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成25年6月24日	諮問の審議を行った。
7月31日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
8月21日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月10日	諮問の審議を行った。
12月25日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 請求対象公文書について

開示請求内容は、平成22年度の志布志保健所のゴミ処分に関する支払時の支出命令と添付書類であり、実施機関は、ゴミ処分に関する支払がないため、支出負担行為・支出命令票は存在しないとして不開示としたとしている。

異議申立人は、志布志保健所では平成22年度に文書廃棄が行われているようであるが、事業所系ゴミの廃棄には何らかの歳出が伴う場合が一般的であるとして文書不存在ではないと主張していることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

支出負担行為・支出命令票は、鹿児島県会計規則（以下「規則」という。）第111条第2号の支出に係る証拠書類であり、規則別表第7の規定により5年保存である。証拠書類については、規則第113条第2号において、年度別、会計別及び歳入歳出予算の節の区別に支払の日付順に1月分ごとに編冊し、表紙を付して保管しなければならないと規定されている。

本件開示請求は、平成23年8月30日付けで行われており、平成22年度の支出負担行為・支出命令票は保存期間内であることから、支出負担行為・支出命令票を編冊したファイルが志布志保健所に存在するものである。

実施機関は、本件開示請求を受けて、これまでの開示請求と同じく、保健医療福祉課から志布志保健所に確認を依頼し、志布志保健所職員が伝票を一つずつ確認したところ、平成22年度にゴミ処分に関する支払は一切行っておらず、ゴミの処理内容を確認できる歳出書類は存在しなかった、また、異議申立書の提出を受けて、志布志保健所職員が改めて確認したが同様であったと説明しているが、当該説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、開示請求に係る公文書について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。